

第 2 6 号議案

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、次のとおり決定されたく提出いたします。

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

群馬県教育委員会

教育長 平田 郁美

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の概要

群馬県立高等学校管理に関する規則（昭和41年教育委員会規則第13号）を次のとおり改める。（附則に次の一項を追加。）

令和7年3月31日に、群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例（令和6年群馬県条例第43号。以下この項において「令和6年改正条例」という。）による改正前の群馬県立学校設置条例別表に規定する沼田高等学校及び沼田女子高等学校に在学する者は、第41条の規定にかかわらず、令和7年4月1日に令和6年改正条例による改正後の群馬県立学校設置条例別表に規定する沼田高等学校の各相当の課程、学科及び学年に転学させるものとする。

2 改正の理由

群馬県立学校設置条例の一部改正により、新たに沼田高等学校が設置され、沼田高等学校及び沼田女子高等学校の存続期間は令和7年3月31日までとなることから、令和7年4月1日に沼田高等学校及び沼田女子高等学校に在学する生徒を、沼田高等学校の各相当の課程、学科及び学年に転学させるため。

3 施行期日

令和6年11月1日（改正条例の施行日と同日の施行とします。）

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立高等学校管理に関する規則（昭和四十一年群馬県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 9 令和七年三月三十一日に群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第四十三号。以下この項において「令和六年改正条例」という。）による改正前の群馬県立学校設置条例別表に規定する沼田高等学校及び沼田女子高等学校に在学する者は、第四十一条の規定にかかわらず、令和七年四月一日に令和六年改正条例による改正後の群馬県立学校設置条例別表に規定する沼田高等学校の各相当の課程、学科及び学年に転学させるものとする。

附 則

この規則は、令和六年十一月一日から施行する。

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○群馬県立高等学校管理に関する規則 昭和四十一年教育委員会規則第十三号 略 附 則 1～8 略 9 <u>令和七年三月三十一日に群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第四十三号。以下この項において「令和六年改正条例」という。）による改正前の群馬県立学校設置条例別表に規定する沼田高等学校及び沼田女子高等学校に在学する者は、第四十一条の規定にかかわらず、令和七年四月一日に令和六年改正条例による改正後の群馬県立学校設置条例別表に規定する沼田高等学校の各相当の課程、学科及び学年に転学させるものとする。</u> 略 <u>附 則（令和六年十月二十二日教育委員会規則第 号）</u> <u>この規則は、令和六年十一月一日から施行する。</u>	○群馬県立高等学校管理に関する規則 昭和四十一年教育委員会規則第十三号 略 附 則 1～8 略 <u>（追加）</u> 略 <u>（新規）</u>